二　［略］

三　組織再編成等実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

（法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費）

第八十八条　法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、労働金庫等が同項第三号に規定する措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、組織再編成等実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び組織再編成等実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

［一・二　略］

三　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報処理システムの整備

三の二　情報処理システムの設計、開発又は保守に係る契約の解約

［四・五　略］

六　その他その実施により労働金庫等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該労働金庫等の利用者の利便の向上又は当該労働金庫等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの

（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における組織再編成等実施計画の記載事項）

第八十九条　［略］

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第九十条　法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等（法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあっては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等）（労働金庫等に限る。第九十二条において同じ。）が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの）

第九十一条　法第三十四条の十第三項第四号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第七号に規定する金融機関等又は銀行持株会社等による他の金融機関等又は銀行持株会社等の株式の取得である場合において、当該銀行持株会社等又は当該他の銀行持株会社等が全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供している銀行等以外の銀行等を子会社等（法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）としていない場合における当該組織再編成等の当事者である労働金庫等とする。

（令第三十条の二十四第二号の主務省令で定める措置）

第九十二条　令第三十条の二十四第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

二　［同上］

三　実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

（法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費）

第八十八条　法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、労働金庫等が法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

［一・二　同上］

三　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備

［号を加える。］

［四・五　同上］

六　その他その実施により労働金庫等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該労働金庫等の利用者の利便の向上又は当該労働金庫等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの

（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における実施計画の記載事項）

第八十九条　［同上］

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第九十条　法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等（法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあっては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等）（労働金庫等に限る。）が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの）

第九十一条　法第三十四条の十第三項第四号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第八号に規定する他の銀行持株会社等からの株式の取得である場合において、当該他の銀行持株会社等が、金融庁長官が金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条の規定に基づき指定した者である場合における当該組織再編成等の当事者である労働金庫等とする。

（令第三十条の六第二号の主務省令で定める措置）

第九十二条　令第三十条の六第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等（労働金庫等に限る。）の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。